

「多機能型就労支援事業所 虹の夢」 重要事項説明書

「多機能型就労支援事業所 虹の夢」からのサービス提供に当たり、厚生労働省令に基づいて、当事業所が説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名称	株式会社 四国ライフケア
所在地	高知県高知市長浜 1440-1
電話・Fax	電話：088-837-9330 Fax：088-841-9330
代表者氏名	代表取締役 大上 達也
設立年月日	平成 15 年 12 月 12 日

2. 利用施設

就労継続支援 A 型休止中 期間令和 7 年 2 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日

利用サービス区分	就労継続支援 A 型サービス	就労継続支援 B 型サービス	就労移行支援サービス
事業所の種類	就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業	就労移行支援事業
事業所の名称 (指定番号)	多機能型就労支援事業所 虹の夢 指定 第 3910101058 号		
事業所の所在地	高知県高知市長浜 1440-1	高知県高知市長浜 1349-1	高知県高知市長浜 5179-20
電話・Fax	TEL：088-837-9330 FAX：088-841-9330	TEL：088-854-9605 FAX：088-841-3270	TEL：088-854-9605 FAX：088-841-3270
管理者	田村 明美	田村 明美	田村 明美
サービス管理責任者	門田 恭兵	田村 明美 門田 恭兵	門田 恭兵
主たる対象者	特定しない		
定員	10 名	37 名	10 名
開設年月日	平成 20 年 11 月 1 日	平成 25 年 7 月 22 日	平成 22 年 4 月 1 日

3. サービスの運営方針

利用サービス 区分	就労継続支援 A 型サービス	就労継続支援 B 型サービス	就労移行支援サービス
目的	通所による雇用契約等に基づく就労および必要な訓練等を提供するとともに、一般就労へ向けた知識・能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援します。	生産活動またはその他の活動を通じ、一般就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、「はたらくこと」に関わる全般的な支援を行います。	一般就労等へ向けて、事業所内や一般企業における作業や実習、生産活動等を通じ、適性に合った職場探し、就労後の職場定着を支援します。

運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図り、適正且つキメの細かな就労支援サービスを提供します。
------	--

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	事業区分	就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業	就労移行支援事業
	構造	① 鉄筋+木造 2 階建て ② 軽量鉄骨ブレース構造 (平屋)	① 鉄筋 2 階建て ② 軽量鉄骨ブレース構造 (平屋)	① 鉄筋 3 階建て
	敷地面積	① + ② 2,379.97 m ²	986.90 m ²	343 m ²
	延べ床面積	① 1,280.46 m ² ② 134.27 m ²	① 491.75 m ²	451.96 m ²

(2) 主な設備

区分	就労継続支援 A 型事業		就労継続支援 B 型事業		就労移行支援	
	数	備考	数	備考	数	備考
訓練室 作業室		有料老人ホーム瀬戸虹の夢および A 型休憩室およびライフケア施術所および共同生活援助事業所虹の夢+を訓練および作業場所として充当		農園および、にじいろホームおよび、A 型事業所を訓練および作業場所として充当		あけぼの園および実習先を訓練および作業場所として充当
相談室	2		2		1	
洗面設備	6		4		1	
多目的スペース	2		2		1	
事務的スペース	1		1		1	
便所	11	男 1、女 1、共用 5、車椅子 4	5	男性 1、女性 1、共用 1、車椅子 2	1	共用 1

5. サービス提供職員の配置状況 (2025 年 4 月 1 日現在)

区分	就労継続支援 A 型事業				就労継続支援 B 型事業				就労移行支援事業						
	員数	常勤		非常勤		員数	常勤		非常勤		員数	常勤		非常勤	
		専従	非専従	専従	非専従		専従	非専従	専従	非専従		専従	非専従	専従	非専従
管理者					1		1			1		1			
サービス管理責任者					2		1		1	1				1	
生活支援員					5	4		1		2	1	1			
職業指導員					3			3		1			1		
就労支援員										1		1			

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障がい福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	サービスごとに定める営業時間内におけるシフト体制出勤
サービス管理責任者	サービスごとに定める営業時間内におけるシフト体制出勤
職業指導員	サービスごとに定める営業時間内におけるシフト体制出勤
生活支援員	サービスごとに定める営業時間内におけるシフト体制出勤
就労支援員	サービスごとに定める営業時間内におけるシフト体制出勤

(イ) 営業日と営業時間

提供サービス	就労継続支援 A型事業	就労継続支援 B型事業	就労移行支援事業
営業日	月曜日～土曜日 ただし上記営業日については天候やサービス内容等により管理者の判断で変更する場合がある。	月曜日～土曜日 ただし上記営業日については天候やサービス内容等により管理者の判断で変更する場合がある。	月曜日～金曜日 ただし上記営業日については天候やサービス内容等により管理者の判断で変更する場合がある。
営業時間	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス

【就労継続支援 A型事業】

サービスの種類	内容
相談および援助	利用者および、そのご家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。
訓練	施設外支援、施設外就労および座学等を利用し、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行い、能力の高まった利用者に対して、一般就労への移行に向けて支援します。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により 5 日以上連続して利用がなかった場合、居宅を訪問して利用状況を確認し、月 2 回を限度として利用者の同意のもと支援を行います。
健康管理	協力医療機関との連携を行い、健康保持のための適切な支援を行います。
送迎	協議の上、決定します。

【就労継続支援 B型事業】

サービスの種類	内容
相談及び援助	利用者および、そのご家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。

訓練	施設外支援、施設外就労および座学等を利用し、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行い、能力の高まった利用者に対して、一般就労への移行に向けて支援します。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により 5 日以上連続して利用がなかった場合、居宅を訪問して利用状況を確認し、月 2 回を限度として利用者の同意のもと支援を行います。
健康管理	協力医療機関との連携を行い、健康保持のための適切な支援を行います。
送迎	協議の上、決定します。

【就労移行支援事業】

サービスの種類	内容
相談及び援助	利用者および、そのご家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。
訓練・実習	施設外支援、施設外就労および座学等を利用し、一般就労に必要な知識・技術等の訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。
職場探し	利用者の適性に合った職場探し並びに就労後の職場定着を支援します。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化等により 5 日以上連続して利用がなかった場合、居宅を訪問して相談援助を行い、月 2 回を限度として利用者の同意のもと支援を行います。
健康管理	協力医療機関との連携を行い、健康保持のための適切な支援を行います。
送迎	協議の上決定しますが、原則、自力で通所が可能な方を対象としています。
就労アセスメントの実施	就労継続支援 B 型利用に関する、アセスメントを行います。

(2) 訓練等給付費外のサービス内容

サービスの種類	内容	金額
食事サービス	希望により食事を提供します。食事時間（休憩時間）は適時。	331 円
送迎サービス	送迎を利用される方は送迎費を負担していただきます。	A 型利用者 片道 275 円 B 型・移行利用者 片道 75 円
生産活動等	生産活動を行ううえで係る費用のうち、負担していただくことが適当であるものに係る費用を負担していただきます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担していただくことが適当であるものに係る費用を負担していただきます。	実費

日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等、日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用は負担していただきます。 ① 日用品等 ② 保健衛生費等	実費
社会生活上の便宜の供与	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または、ご家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	法定手数料
その他	① サービス提供記録等の複写代 ② その他	無料

【サービスの概要】

全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者、相談支援事業者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス料金の内容

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち、9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合は、利用者負担分として、サービス利用料全体の1割の額をお支払いいただく（定率負担または利用者負担額といいます）こととなっておりますが、当事業所では就労継続支援 A 型サービスにおいては、利用者負担減免措置を届け出ており、利用者負担は不要となっております。なお、雇用によらない利用者に対する負担額はこの限りではなく、別途協議のうえ定めるものとします。

(2) 訓練等給付費対象外サービスの料金内容

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までにご利用サービス事業所までご連絡下さい。なお、サービス利用の3日前までに申し出のない場合は、キャンセル料をいただく場合がありますが、体調不良等やむを得ない事由による場合は、この限りではありません。

キャンセル料（1 サービス当たり）	1 サービス単価の1割に当たる額
-------------------	------------------

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- ① 利用サービス事業所窓口での現金支払い

② 下記指定口座へのお振込

金融機関名：高知銀行 支店名：針木支店 普通口座：0111091

③ 金融機関からの口座引き落とし（高知銀行口座のみとなっております）

8. 利用者の記録および情報の管理等

(1) 事業者は法令に基づいて、利用者の記録および情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録および情報については、サービスを終了した日より5年間保管します。

※ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は午前9時～午後5時までとなっております。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法を遵守した対応を行います。但し、サービス提供を行ううえでの、他の事業所および医療機関等との連絡調整や、市町村および関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき、情報提供を行います。

(3) 利用者の事業所における勤務状況および活動状況、または病状変化等に関する情報について、サービスの質の向上および利用者の日常生活の質の向上を目的とし、利用者の同意（「情報提供等に関する同意書」）に基づき、定期的または必要に応じて情報の共有および提供を行います。

また、定期的な情報共有および提供が必要な利用者につきましては、その都度、提供する情報の内容の確認をいただき、書面にて同意を得たうえで情報共有および提供を行います。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の掛り付け医療機関	医療機関名： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 相談・苦情等申し立てに関する相談窓口

(1) 相談・苦情等申し立て先

	就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業	就労移行支援事業
事業所相談・苦情窓口	田村 明美		
担当者不在時	門田 恭兵		

窓口受付時間	9 : 00～17 : 00		
苦情解決第三者委員			
高知市役所 障がい福祉課	所在地：高知市本町 5 丁目 1-45 TEL：088-823-9378		
高知県庁 障害保健福祉課	所在地：高知市丸ノ内 1 丁目 2-20 TEL：088-823-9560		
運営適正化委員会 事務局	所在地：高知市本町 4 丁目 1-37 丸の内ビル 3 階 電話番号：088-802-2611		

(2) 虐待防止に関する相談窓口

障がい福祉施設等従事者 による虐待について 【障がい者虐待防止センター】	高知市障がい福祉課内 所在地：高知市本町 5 丁目 1-45 TEL：088-822-4715 FAX：088-823-9370 メール：kc-120300@city.kochi.lg.jp
	(窓口対応) 月～金 (年末年始、祝日除く) 8:30～17:15 * 上記以外は留守番電話になり、翌日朝の対応となります。 * 相談については電話、FAX、メールいずれの方法でも対応
使用者による虐待について ① 【障がい者虐待防止センター】 ② 【高知県障害者権利擁護センター】	① 【障がい者虐待防止センター】 高知市障がい福祉課内 所在地：高知市本町 5 丁目 1-45 TEL：088-822-4715 FAX：088-823-9370 メール：kc-120300@city.kochi.lg.jp
	② 【高知県障害者権利擁護センター】 高知県障害保健福祉課内 所在地：高知市丸の内 1-2-20 TEL/FAX：088-822-7388 メール：060301@ken.pref.kochi.lg.jp
	(窓口対応) 月～金 (年末年始、祝日除く) 8:30～17:15 * 上記以外は留守番電話になり、翌日朝の対応となります。 * 相談については電話、FAX、メールいずれの方法でも対応

1 1. 協力医療機関

利用サービス区分	就労継続支援 A 型事業	就労継続支援 B 型事業	就労移行支援事業
医療機関の名称	(医)高潮会 潮江高橋病院	(医)高潮会 潮江高橋病院	(医) 高潮会 潮江高橋病院
院長名	高橋 正子	高橋 正子	高橋 正子
所在地	高知市土居町 9 番 18 号	高知市土居町 9 番 18 号	高知市土居町 9 番 18 号
診療科目	内科・消化器科・眼科 等	内科・消化器科・眼科 等	内科・消化器科・眼科 等
入院設備	有り	有り	有り

1 2. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画により対応します
平時の訓練	別途に定める消防計画に則り、年 2 回避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します
防災設備	非常通報装置・誘導灯
保険加入	<p>事故に備えて、損害賠償責任保険に加入しています。</p> <p>① 就労継続支援 A 型事業 加入保険会社：三井住友海上 加入保険内容：損害賠償保険、傷害保険</p> <p>② 就労継続支援 B 型事業 加入保険会社：三井住友海上 加入保険内容：損害賠償保険、傷害保険</p> <p>③ 就労移行支援事業 加入保険会社：三井住友海上 加入保険内容：損害賠償保険、傷害保険</p>

1 3. 当事業所ご利用の際に留意していただく事項

障がい者以外の者の雇用	生産活動における作業員として、障がい者以外の者の雇用をする場合があります。
設備・器具の使用	事業所内の設備・器具は本来の用途に従ってご使用ください。これに反したご使用により生じた損害については、賠償していただく場合があります。
貴重品の管理	貴重品は利用者自身の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者は、貴重品を事業所内に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動および営利活動はご遠慮下さい。
金銭の貸し借り	職員間および利用者間での金銭の貸し借りは禁止いたします。

1 4. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	あり ・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

(2025.4.1 改定)